禁煙外来のご案内

診療内容

当院では禁煙を支援するために「禁煙外来」を設け、禁煙を行おうとしている方、禁煙を行おうとしてもなかなかやめられない等のお悩みの方に対し、禁煙のお手伝いが出来るよう禁煙外来を設けております。

対象者

次の全てに該当するものであって、医師がニコチン依存症の管理が必要であると認めたものであること

- ニコチン依存症に係るスクリーニングテスト（TDS）で、ニコチン依存症と診断されたものであること
- 35歳以上のものについてはブリンクマン指数（＝1日の喫煙本数×喫煙年数）が200以上のものであること
- 直ちに禁煙することを希望し、「禁煙治療のための標準手順書」（日本循環器学会、日本肺癌学会、日本癌学会及び日本呼吸器学会により作成）に則った禁煙治療について説明を受け、当該治療を受けることを文書により同意しているものであること

治療の手順は、初回診察時に現在の喫煙状況等を確認させていただき、呼気一酸化炭素濃度測定等の検査・結果説明や禁煙治療薬の説明と決定を行います。その後禁煙開始日から「２・４・８・１２週間後」に診察させていただき禁煙状況の確認や今後のアドバイス等を行い、禁煙への道筋を一緒に考えて参ります当院では健康を守る立場から健康増進、治療効果を上げるためにも敷地内（駐車場含む）・全館禁煙とさせていただいております。何卒ご理解のうえ、ご協力をお願いいたします。

松本協立病院
MATSUMOTO KYORITSU HOSPITAL